経済・体育施設に関する調査特別委員会会議録

平成29年10月16日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:23

○委員長

ただいまから経済体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

「新体育館・筑豊ハイツ・地方卸売市場の整備について」を議題といたします。

本日の進め方ですが、まず地方卸売市場についての進捗状況の報告を受けて、質疑を行い、次に、新 体育館に関する提出資料等の説明を受け、質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げ ます。

まず地方卸売市場に関して、資料が提出されておりますので、現在までの進捗状況等をあわせて執行 部の説明を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

飯塚市地方卸売市場に関しまして報告いたしますので、10月12日に市場移転候補地など市場関係者と協議する新卸売市場等整備方針検討会議を開催しましたので、その概要を報告いたします。

会議につきましては、飯塚市地方卸売市場等施設整備基本構想答申書において検討されました候補地の比較、スケジュールについては協議を行いました。卸売市場資料1をお願いいたします。次回以降の協議のため、意向確認書の作成をお願いしております。まず、場外市場をどのようにするかにより卸売市場の移転候補地を選定するに当たり大きく変わりますので、場外市場についての各団体の意向、2枚目に移転候補地についての意見を記載していただくようにしております。次回は10月27日、金曜日に開催することとしまして、この意向確認書を基に会議を進めることとしております。以上、簡単ではございますが、飯塚市地方卸売市場についての報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この検討会議の出席者についてお尋ねします。

○都市施設整備推進室副室長

会議の構成員につきましては、卸売会社から各1名の計3名、買受人組合等から各2名の計10名、 市場関係者につきましては13名となっております。飯塚市は経済部農林振興課と都市施設整備推進室 の職員で構成しております。

○川上委員

今のでわからないので、具体的にどの団体からどなた、どういう資格の方が出てるのか、あるいは個人があるのであれば、どういう立場で出ておられるのか、それをお尋ねしておるわけです。

○都市施設整備推進室副室長

部門ごとに説明させていただきます。まず青果部門、野菜になりますけれども、ファーマインド新筑豊青果株式会社の代表取締役社長、買受人になります新筑豊青果商業協同組合から2名、1名が代表理事でございます。水産部門につきましては、福岡県魚市場株式会社飯塚魚市場市場長、続きまして、買受人組合であります飯塚水産物商業協同組合から2名、1名が理事長でございます。花きの部門につきましては、株式会社飯塚花市場の代表取締役、買受人からは飯塚花商組合から2名、1名が組合長でございます。花きにつきましては生産部門の組合がございまして、飯塚花き園芸組合から2名、そのうち

組合長が1名でございます。関連店舗につきましては、飯塚総合卸売センター関連組合から2名、1名が組合長でございます。あと先ほど申し上げました飯塚市の経済部農林振興課と都市施設整備推進室でございます。

○川上委員

今、紹介のなかった5人について、どういう立場の方かお尋ねをします。

○都市施設整備推進室副室長

新筑豊青果商業協同組合の代表理事以外の方につきましては理事でございます。飯塚水産物商業協同組合の理事長以外のもう1名の方につきましては副理事長、花きの飯塚花商組合につきましては、もう1名が副組合長、飯塚花き園芸組合のもう1名につきましては副組合長、関連店舗の飯塚総合卸売センター関連組合につきましては、もう1名が副組合長となっております。

○川上委員

この検討会議は12日ということなんですけれども、このメンバーで全員出席と思われますけども、何時から何時まで行われましたか。場所は。

○都市施設整備推進室副室長

場所につきましては、新筑豊青果商業協同組合事務所、時間につきましては、14時から16時30 分となっております。

○川上委員

この会議で確認した事項はどういったことがありますか。

○都市施設整備推進室副室長

確認した事項につきましては、答申書に記載のありました6候補地の比較、それから、当委員会にも 提出させていただいておりましたが、その6候補地で、おのおの建設する場合のスケジュールというこ とを確認させていただきました。あわせて場外市場についての協議も行っております。

○川上委員

いや、確認したことをお尋ねしてるんですよ。今のでは何を確認したのかわからないので、確認してないんだったら確認してないでもいいし、確認したことがあれば確認をお尋ねしてるわけです。

○都市施設整備推進室副室長

基本構想の答申書に記載のありました内容、主に6候補地の比較、それから、この6候補地ごとに市場を建設する際のスケジュールについて確認させていただきました。

○川上委員

その確認のことについてお尋ねしますけれども、今回の答申の中心点は、6 候補地にこだわらずに別のところも含めて検討するというのが答申書でしょう。答申はもう終わったわけですよね。その中で、答申の中に関係者と市でよく詳細に協議をしましょうという答申内容があったので、それを受け止めて、新たに検討会議を市としては始めたということですよね。ですから、最初に確認されるべきは6 候補地にこだわらないでというのが確認事項の最初、いっとう最初のはずなんだけども、そのように確認してないですか。

○都市施設整備推進室副室長

基本構想の答申書では、6 候補地にとらわれずということがありまして、そのとらわれずという部分についての確認はさせていただいております。

○川上委員

それで、この提出資料がありますけれども、意向確認書というこの資料、これはどこが用意をして、

どういう取り扱いになるのか。内容の説明を含めてお尋ねをします。

○委員長

もう少し丁寧に、中身の、会議の順序があるやん。それずっと説明してあげないとそこでポンポンと 言ったって、どこで出とうかわからんが。

○都市施設整備推進室副室長

申しわけありませんでした。まず移転候補地につきましては、6 候補地にとらわれないという確認をさせていただきまして、その上で市としては新たな場所という提案はしておりません。市としてはこの6 候補地以外を想定できませんでしたので、その中で、答申書にありますメリット、デメリット等、比較検討を行いまして、各6 候補地における、いつまでに新しい市場が建てられるかというスケジュールを確認させていただいております。

その次に、場外市場のあり方というのが移転候補地を大きく左右いたしますので、お手元に配付させていただいております意向確認書において、次回以降、協議させていただくということで、場外市場につきまして、実施したい、実施困難と思う、実施したい場合のどのように資金調達や出資割合を行うのか、実施困難と思う場合には、どういった代替案があるのかということを意向確認書に記載させていただいております。

続きまして、候補地について、6候補地以外、6候補地にとらわれずということがありますので、そこの提案を伺うこと。

続きまして、最後に6候補地の場合の、選定する場合の現在比較をしておりますメリット、デメリット以外のメリット、デメリットがあるかどうか。また、この6候補地で選定する場合に、デメリットを解消するにはどのような対応策が考えられるかということをお尋ねするようにしておりまして、この資料につきましては、都市施設整備推進室のほうで作成させていただいております。

○川上委員

そうすると、この意向確認書ということになってるんだけど、この意向お伺いではなくて、確認書となってるんですよね。この確認書というのはどういう意味あいですか。アンケートでもない。意向を確認するという。これはご意見を聞きたいというだけではないわけですね。どういう趣旨ですか。

○都市施設整備推進室副室長

この書類につきましては、口頭では書類等、明文化されませんので、それを確認させていただくということでの確認書ということで、中身的にはアンケート的な部分というのもございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:13

再 開 10:14

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室副室長

この資料につきましては、各団体持ち帰っていただいて、各会社、組合、内部で検討していただいた 上で、提出していただいて協議を進めていくということで提案させていただいております。

○川上委員

検討委員会の経過を振り返ってみるとね、市が提案する。関係者、委員の皆さんの声は市の提案がころころ変わる。責任ある一貫性がないという批判があって、最終日にその6カ所にとらわれずにという 意見が集中してね、答申書に反映した経過があるんだけども、その中できちんと書いてるのは、関係者 と市が詳細に話しあうとなってるでしょう。その根底にはね、関係者の声をよく聞いて、そして話しあいましょうよというのがあるわけでしょう。そのことがこの確認書というようなことでね、大丈夫なのかという危惧を持ったわけです。これは共有財産として、市の側とそれから関係者の側の共有財産として、話しあいをする、協議の資料にしようというわけでしょう。そしたらね、確認書とか書かれるとね、確認書にあなた方はこうやって名前も組織名も代表者名も書いて、書いてるではないかと。協議の過程で考え方が発展したりすることは当然ありますよ。そのときに、あなた確認書にサインもしてるじゃないかというようなことでいくとね、本当の意味での協議に、心がかよいあうような協議になるのかどうか、そういう点が心配なんですけども。そういうふうに思いませんか。

○都市整備推進室長

基本的には、今の段階でどういう意向を持ってらっしゃるかということの確認をまずさせていただいて、それをベースにお互い、いろいろな市場、3市場、あと組合関係もございます。その中でいろいろな意見がございますので、まずそういったものを出していただこうということで、今回、資料を提出させていただいております。ですので、その途中でいろいろその方向性も変わってくる可能性もありますし、まず今の時点でどういった考え方をお持ちですかということの確認という意味で私たちは考えております。

○川上委員

それであれば、今の段階でどういうお考えかお聞きしたいというようなふうな表現にすればね。やっぱりこれは上から目線で、確認とられるのかなというようなことにもなりかねないので、この間の検討委員会の経過を考えてみたらね、ここは慎重な、言われるような趣旨であればね、表現にしたほうがいいのではないかと。この件についてはもう最後にしようと思うんですけど、次回は、いつどのようなテーマでやろうとされているのかお尋ねをします。

○都市施設整備推進室副室長

次回につきましては、10月27日、金曜日に開催することとしておりまして、この意向確認書を基 に会議を進めることとしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないようでございますので、次に新体育館について、前回、資料要求を行った資料を含め、新体育館の整備に関する資料が提出されておりますので、執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

今回は、まず最初に、体育館等施設整備検討委員会の中での検討についてを説明をさせていただきまして、そのあと、お手元に配付しております。体育館資料1、2について説明をさせていただきます。まず、体育館施設等整備検討委員会の中で、第1、第2体育館の建てかえか改修かの検討についてご説明をいたします。近年、建てかえを行っております体育館及び大規模改修を行いました体育館の資料とともに、当委員会にも提出させていただいた改修、建てかえ比較参考資料と、建てかえ、改修のメリット、デメリットによる比較表により委員の皆さんに説明を行うとともに、現地の確認を行い、その検討を行っていただきました。答申書の飯塚第1体育館及び第2体育館の建てかえまたは改修の方向性について、において、まず、その理由として1点目でございますが、老朽化やバリアフリー化の必要性を上げておりますが、これにつきましては、第1回の会議の中で、現状等を説明し、施設を実際に見て回り、その後の委員の皆さんのご意見といたしまして、老朽化が著しい、バリアフリーになっていない等

のご意見でございまして、第1体育館は、現状のままでは使用に耐えない。改修を行うにしても、相当 大規模なものが必要であるとの見地から、その費用をかけるのであれば、建てかえのほうがよいという ことで意見がまとまったものでございます。2点目でございますが、大規模改修を行っても、一般的に 耐用年数は20年程度との記載について、その根拠というものでございましたが、第1体育館につきま しては、築44年が経過しておりますが、鉄筋コンクリートづくりでの体育館の場合、法定耐用年数は 47年となっております。また、建てかえ及び改修のシナリオとして、標準的な耐用年数、これは、日 本建築学会の建築物耐久計画に関する考え方では、60年となっておりますので、これらの数字につい て、検討委員会の中で説明を行いましたので、そのようなご意見となり、今回のような表記をさせてい ただいておるところでございます。3点目の駐車場の問題につきましては、イオンに事前に相談して使 わせてもらっているから問題はないというようなことでございましたが、イオンについては、いつでも 使っていいというふうに、イオンが了解しているわけではございませんで、それぞれのイベントに応じ て、主催者が相談いたし、当然断られることもございますし、また、場所の指定とともに、許可される 場合についても、警備員の配置などの条件が設定されます。例年、現体育館を使用している団体は、駐 車場が狭いことは知っており、事前の相乗り等の周知はしているものの、平成27年度では、33日、 平成28年度では44日、駐車場が満車となっております。体育館の奥側に関係者は詰め込み駐車をす るなどの対応をしておりますが、それも限界があるという状況でございます。4点目の大規模改修をし た場合、設備面の不備については解消できるものの、この検討段階において、耐震診断をしておらず、 どの程度の耐震補強工事が必要かを、説明できない中で、耐震壁等の設置が必要だろうと、ここの部分 については、推測に基づいての検討でありました。しかしながら、エレベーターの設置や、多目的トイ レの設置など、バリアフリー化として、新たにそのための面積が必要になることから、そのスペース分 をどこか減らさないといけないと考えたものでございます。それとともに、近年多発しております災害 に対しましては、避難場としての機能が体育館には求められておりますが、その機能を現体育館では、 改修してもスペース的に確保できないというものでございます。最後に5点目の第2体育館については、 昭和60年建設の建物でございますが、老朽化の状況というのは、最初に申し上げましたように、委員 の皆さんが実際に見て感じたことでございます。屋根につきましても、これは第1体育館と同様でござ いますが、屋上まで行き腐食の状況など、実際に見ての判断となっております。床の状況も実際に見て さわって判断をされたこととなります。実際、第2体育館におきましても、先ほど説明いたしました日 本建築学会建築物の耐久計画に関する考え方におきましては、築後30年での大規模改修が必要となっ ております。あわせまして、第2体育館の利用方法といたしましては、個別の各種武道教室サークルの 利用とともに、第1体育館のサブアリーナとしての機能があり、大きなスポーツイベントでは、アップ ゾーンとしての利用、また、第1、第2をあわせてのスポーツ大会も多く開催されている状況であり、 建物は別棟としてありますが、一体としての機能を持つ体育館としてなされた判断でございます。

答申書作成の事務においては、事務局が行いましたが、それは事務局主導でつくったものではございませんで、検討委員会の委員の皆さんの御意見をもとに整理を行い、承認をいただいて作成したものでございます。以上、体育館等施設整備検討委員会の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして、配付しております資料により説明をさせていただきます。前回、資料については、体育館資料1、そして体育館資料5を添付させていただいております。前回の委員会の中で、体育館建設について伴います各候補地の懸案事項に対して、整理をするようにとのことでございましたので、表にまとめております。説明については、前回の説明と重複するものがございますが、それについてはご了承いただきますようにお願いいたします。

まず最初に、鯰田市民公園健幸広場についての説明をさせていただきます。インフラ整備についてですが、こちらは4点の事項を挙げております。

1点目ですが、JR浦田駅からの歩道整備でございます。現在、浦田駅から市民公園に徒歩で行く場合、JR敷の未舗装道路を通行することになりますので、浦田駅を出て市道を少し行ったところに階段を設置いたしまして、歩道を確保するものでございます。こちらは、約3870万円を予定しております。

2点目でございますが、車で市民公園に行く場合のアクセス道路の整備についてです。参考資料、先 ほどちょっと申し忘れておりましたが、参考資料1、地図をお開きください。鯰田市民公園へ行くルー トとして、大きく分けて4つのルートがございます。国道200号線から行く場合、鯰田ガード下を通 って行くルートと工業団地入口から、オートレース場を迂回していくルートがございます。国道201 号線からは、飯塚警察署から曲がりまして、オートレース場の前を通って行くルートと、近畿大学前を 曲がってオートレース場に行くルートとございます。ここで問題になるルートは、200号線から浦田 ガード下を通るルートについて、浦田ガード下は、路面バスは通行しているものの、大型車両が通行で きない点と、201号線から飯塚警察書を曲がって行くルートにおいて、オートレース場前の三差路に て左折しなければなりませんが、大型車両は通りにくいという点でございます。一般車両において、問 題とはなりませんが、体育館を利用する大型バス、そして、体育館工事の際の大型車両の通行において は支障がありますが、少し迂回することになりますが、別ルートからのアクセスが可能と考えますので、 既存道路で原則対応することと考えております。また、前回委員会において御質問が出ておりました工 業団地からのアクセス道路を整備したら、どのくらい費用がかかるかということでございましたので、 試算をいたしましたところ、約2億3000万円が必要となっております。これは、参考資料1の地図 が少々古うございまして、鯰田工業団地の造成前の地図のため、わかりにくいこととなっておりますが、 場所的にはオートレース場の北側、地図の上側、上側が工業団地でございまして、その中は、道路整備 されておりますので、その道と健幸スポーツ広場の前面道路を結んだ道を新設したときの費用となりま す。繰り返しになりますが、今回体育館建設においては、既存の道路で原則対応することを想定させて いただいております。

次に、3点目ですが、下水道整備についてです。下水道につきましては、前回も説明いたしましたが、 既存の下水道は老朽化しておりますが、体育館建設のあるなしにかかわらず、既に計画がございますの で、企業局での対応といたしております。

次に、4点目ですが、公園等の周辺整備についてです。健幸スポーツ広場は、もともと都市公園にある市民公園の一部であり、健幸スポーツ広場の西側に長寿の森、東側に幸せの森がございますが、この部分の整備につきましても、今後の公園整備の中で検討していくものと考えております。

次の懸案事項といたしまして、健幸スポーツ広場は、現在の利用者をどうするかということでございます。平成28ねんどにおいては、57件の利用があり、そのほとんどがサッカーでの利用となっておりますが、ここに体育館ができれば、サッカーはできなくなりますので、代替とする施設の検討が必要と考えられます。体育館建設となれば、利用者は、平成28年度では12のサッカー団体でありましたが、サッカー協会を初め、利用団体と協議調整が必要と考えております。なお、その場合、健幸の森公園多目的広場の利用拡大とともに、庄内グラウンド、頴田グラウンド、筑穂多目的グラウンドでのサッカー利用のための整備等検討が必要になろうと考えております。

次に、渋滞緩和策についてですが、オートレース場がございますので、以前と比べましたら、入場者は減っているものの、それでもSGやGIのレースでは、相当の入場者があり、通行車両も多くあると

いうのが現状でございます。体育館ができて、大規模イベントとオートレース場のSGやGIレースが 重なった場合、渋滞等の混雑が予想されます。ただし、年間SGは5日、GIは15日程度であります ことから、事前調整が可能と考えておりますので、著しい支障はないものと考えております。

次に、高圧線の状況についてでございます。参考資料3をお開きください。地図でございます。図のように高圧線が通っておりますが、建築物を建設する際は、この高圧線を避ける必要がありますが、建築物の配置は基本設計の中で考えられますが、図のように、高圧線を避けても十分なスペースがありますので、体育館を建設する場合は、可能ではないかと考えております。

次に、オートレース場近辺に文教施設を建設することの是非についてでございます。前回、ご質問のありましたオートレース場及びスポーツ施設の建設はいつかということでございますが、オートレース場は昭和32年に現在の健幸スポーツ広場で開設され、昭和42年に現在地に移転したものです。昭和45年にレース場の跡地に陸上競技場、テニスコートを設置し、昭和47年に運動広場、弓道場を設置しております。オートレース場に隣接した場所に体育館を建設することに問題はないかという課題につきましては、小型自動車競走法の設置基準にございます、「その位置は、文教上または保健衛生上、著しい支障を来すおそれがない場所であること」とされておりますが、法的には問題がないのではないかと考えております。他のオートレース場におきましても、隣接する形で、中学校等の文教施設等もあり、著しい支障かどうかの判断は、その設置者において判断するものと考えております。これまでが鯰田市民公園健幸スポーツ広場の懸案事項の内容となります。

次に表ですが、健康の森公園周辺地域につきましては、特段支障となるものはありませんが、体育館の建設場所の選定において、鯰田市民公園と比較した場合の要素といたしましては、公共交通機関がないことが挙げられますので、それにつきましては、コミュニティバス及びシャトルバスでの対応が考えられます。現在の幸袋地区を運行しておりますコミュニティバスを健康の森まで路線を追加した場合の追加費用につきましては、年間で170万8千円となります。なお、この費用は、体育館建設費ではなく、その後のランニングコストとなります。

資料1の説明を終わらしていただいて、次に、資料2の説明をいたします。資料2をお願いいたしま す。第2回の委員会において提出いたしました。体育館建設検討地での概算経費比較表では、5つの候 補地でその事業費を試算しておりましたが、今回は、健康の森公園と市民公園の2カ所での事業費比較 表にまとめさせていただいております。その際も説明をさせていただきましたが、ここでの概算経費は、 想定値を比較するための積算数値でございまして、実際の事業費は設計後となりますので、その点につ いてはご了承いただきたいとお願いいたします。それでは、この比較表で前回の試算と異なる点につき ましては、まず、表中の建物のところで、解体費については、市民公園にはスタンドが現在ございます ので、その解体費、これは、前に提出した表の中では、括弧書きと表示して、整備費の合計には含まれ ておりませんでしたが、今回、その解体費として2988万3千円を記載し、整備費の中に含んだ形で 計上しております。また、表の周辺整備費として、市民公園健幸スポーツ広場のほうには、先ほど説明 いたしました浦田駅からの歩道整備費として、3870万円を計上しております。したがいまして、整 備費の比較といたしましては、健康の森公園敷は、合計44億6914万4千円となり、市民公園健幸 スポーツ広場では、45億8940万5千円となります。なお、先ほど説明しました。健康の森公園の ほうのコミュニティバスの運行費についてはランニングコストとなりますので、この表の中では計上し ておりません。以上、簡単でございますが、資料1、2、それから、体育館等施設整備検討委員会につ いて説明を終わらせていただきます。

○地域政策課長

前回の委員会で資料要求がありましたので、それを提出させていただいております。目尾地域振興基本計画につきまして、説明につきましては前回させていただいておりましたので省略をさせていただきたいと思いますが、本日資料1として、平成9年3月に策定されました当初の基本計画及び資料2として、最終の見直しをいたしました。平成25年12月の答申書を提出させていただいております。なお、資料の付番につきましては、本来では健幸・スポーツ課とも資料を通し番号で付番すべきところを、私の手違いで、通し番号となっておりませんことをお許しください。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

ただいま説明が終わりましたので、新体育館に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○古本委員

資料1、なかなか質問をしていた部分を把握して、記してあります。ありがとうございました。その中で、若干質問させていただきます。これ、コミバスのところ、最後に公共交通機関についてということで、ここに金額も示してあるわけですが、コミバスというのは、普通これ、ここだけでいいとですかね。見えない。どうですか。コミバス、この健康の森だけでいいですか。体育館、鯰田につくったときはいらないんですか。どうですか。

○健幸・スポーツ課長

コミバスについては想定はしておりません。

○古本委員

そしたらですよ。例えば、今言われるのは、浦田に駅があるからいらない、想定してないと言われて るんですよね。違いますか。

○健幸・スポーツ課長

鯰田でございましたら、西鉄バスが通っておりますので、そちらのほうで対応というように考えております。

○古本委員

西鉄バスを利用するということです。時間がちょうどそれにあえばいいですけどね。西鉄があわせてくれればいいですが、時間的なもの、大丈夫ですか。使用するとき。1日何本もないですよ。電車もそうです。私聞きよるのは、いいですか、あそこには駅ありますよ。しかし、その駅を利用する人が近所に線路なかったらどうするんですか。バス停がなかったらどうするんですか。あそこに駅があるからみんな使えるわけじゃないですよ。例えば幸袋でしたらありませんよ。鎮西もありません。庄内も頴田も全部ありませんよ。筑豊本線が通ってなければ。どちらかというと、それこそ市外の人たちが助かるんです。違いますか。どうです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:46

再 開 10:47

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

コミバスの路線につきましては、事業にあわせての運行という設定はなかなか難しいかと思っております。今の既存のバス循環につきましても、定期的に時間を設定した上で路線を走らせておりますので、基本的には、鯰田の場合につきましては、定期バスがございますので、それに加えてコミバスを走らせるかどうかというのは一つありましょうけども、今回こういう、お出しさせていただいておりますのは、

前回ご質問の中で、目尾の健康の森公園の敷地についてコミバスを走らせることは考えられないかというご質問に対しまして、もしそういった形で目尾のほうに施設を設けて、事業展開し、なお交通機関がないという形でコミュニティバスを設置した場合、170万円ほどの金額がかかるというような表記をさせていただいております。

○古本委員

私、前回も話をさせていただきました。目尾の体育施設、あの周辺に幾つか集約されてるんですが、 もともと行政が、皆さんが使えるように要望の中でされたと思うんですよ。しかしながら、交通手段な いんですよ。そして、今回、利便性がどうのこうのと表に広げられてる。一貫性がないじゃないですか ということを先だってから話をしよるんですよ。利用するためには、絶対交通手段が必要でしょうか。 それと委員長、私ね、前回これ、質問をされたからちょっと話をさせていただけなきゃいけないんです が、公共交通は関係ないじゃないかという話があったと思いますが、私にそういう話をしましたかね。 やりとりが部長でしたから、必要ないとか言いました。どうです。

○市民協働部長

そのようなご意見はなかったと思っております。

○古本委員

前回、委員さんの中からそういう話が出ましたので、私、議事録を見たんですが、そのくだりはちょっとどの辺を言われたのかわかりません。弁明させていただきますと、私が申したのは、公共交通は必要枠ですが、車社会の中で公共交通の利用者が少なくなり、採算がとれなくなって、電車やバス路線の廃止が多くなったと。このことが理由で利用者の交通手段が公共交通からマイカーの相乗りやマイクロバス等になっていると。公共交通の確保が必要でありながら、難しいと。しかし、利用者からの要望も含め、施設整備と公共交通の確保は必ずリンクしていると考えますが、と。こういうくだりだったと思います。一応、そういうことで、私、議事録を見るまで、ちょっとこれ、私が要らんこと言ったかなという思いがありましたから、ないということですので。

それで、今の部分を、片方の整備だけを考えて、交通手段、要するに利用者の体育館までの、考えたときには、片方だけをというのはいかんでしょう。おそらくバス等を利用してもそのバス停まで来るというのは、難しい人いっぱいいますよね。バス路線がないわけですから。今言われるのはバス路線、電車路線のある人のことを言われよるでしょう。バスないところいっぱいありますよ。でも、この体育館は市民全体の人たちが利用するんでしょう。その辺の質問に対する答弁をしていただかないと、西鉄バスがどうって、西鉄バス通ってませんよ。私の向きはそういう質問です。

○市民協働部長

私も前回ちょっと認識不足な答弁をさせていただいておりました。一時期、コミュニティバス自体を健康の森に走らせた経過がございます。言われますように、これは前回の答弁と重なりますけれども、施設をどちらかに整備するにしろ、鯰田につきましてもしかりでございますけれども、定期のバスそのものでカバーができないという話であれば、コミュニティバスを通すことも考える一つの方策でしょうし、目尾ということになりますと、今のところ公共交通機関がございませんので、事業を進める上で、そこの中の事業を展開する上で今後の健幸都市の実現のためには、集客をするようなお客を誘導する視点でコミュニティバスを走らせるということも一つの方策というふうに思っております。

○古本委員

ありがとうございました。それから前回、この質問もあったと思います。下水道の管の敷設替え、こういうのも含めてきちっと資料を出してくれと。それは当然と思います。鯰田中線の話もありました。

そういうのは表にさらしていただかないと、私どもわかりませんから、そういう中で今回はこの資料で、オートレースの関係が明示してあります。私、前回もこれ話そうかなとも思ったんですが、人の質問の中、あまりつつくのいやですからやめました。でもこのとおり書いてあります。SGとかね、大きなレースがあってますよね。ダイヤモンドもしかり、周年もしかり、あってますよね。このときも閑古鳥は鳴いてませんよね。そこそこ車もありますし、地元に通行、迷惑をかけるようなこともあってます。そういうのをわかってるんだったらその場で答えてくださいよ。SGも5つか6つ、あってますよね。それと、私が流れで話したのは、付近にいろんな迷惑というのは、幸袋におってもあの騒音は聞こえるんですよ、風に乗って。騒音対策とか、地元対策の中で。慣れればそれで収まりますよ。しかし、迷惑かけよることはかけてるわけですよ。だから、そういうのは書いてくださいと。指摘されないようにね。今回は書いてありますから、さっき私、資料と内容について触れさせていただいたんで。きちっと書いていただいて、ありがとうございますと言ったんです。

それからもう1つ、これアクセス道路の、これは漠然とでしょうけれども、道路を整備した場合の費用が書いてありますが、これ本当に要るんじゃないですか。どうですか。オートレースのほうに警察のほうから入ってきますよね。そして、真っすぐ来て、曲がる手前までは道広いんですよね。あれ曲がってレース場の正面入り口前から向こうに抜けるところはかなり狭いんですよ。十二分に調査してやられないと、する場合、幸袋の小中一貫校のときも地元に多大な迷惑をかけて、開校1年間、合わなかったでしょう。だって、工事車が、大型車両がどんどん入るんですよ。そして、そのときにオートレースも開催されてるんですよ。その辺のところを、やっぱりきちっと調査をして、これ計画の中でしていただかないと、どこにするにしても。

一応そういうことで、今回、私、資料、原田課長、いただいてますよね。目尾振興計画の分。ちょっと16日で時間が間に合わなかったものですから、次回以降にできたらさせていただきたいと思います。 一応質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○平山委員

今使われている体育館は、県大会やらそういう催し物はやっておるんでしょう。今後も、今度は42 億円から45億円という大金をかけてつくる体育館ですよね。そうしたら、その種目によって、いろんな県大会を開いていけると思うんですよ。今後建ったところはそういう県大会とか、そのほかの大きな大会をする予定があるんですか。

○健幸・スポーツ課長

現在、第1、第2体育館で開催されている規模の大会につきましては、引き続いて開催したいように 考えておりますし、その中には、県規模の大会、それからまたそれ以上の規模の大会も開催されており ますので、今後もその開催の想定をさせていただいております。したいと考えております。

○平山委員

そして、今バレーボールやらバスケットボールにはプロのリーグがありますよね。今まで飯塚市もそれらの大会を開催をしてきた経緯があると思うんですけど、今後もそういう大会は頻繁に今度できた新しい体育館で開いていく考えはあるんですか。

○健幸・スポーツ課長

これにつきましても現第1体育館で開催をしております。その競技で、日本のトッププレーヤーを身近に見る機会というのが貴重な機会と考えております。今後も続けて開催させていただきたいと思いま

すし、将来的にも多く、新体育館ができましたら継続させていきたいと考えております。

○平山委員

これまでやってきた大会の中で、観客はどれくらい来てました。

○健幸・スポーツ課長

これまでの観客数ですが、千人から2500人程度となっております。

○平山委員

今度この体育館を飯塚市がつくるにおいては、本当に飯塚市、50年、70年の先を見据えた体育館をつくらんといかんと思うんですよね。その中で、この県大会を開いたり、こういうプロバスケット、バレーボールのリーグ戦を開催をしようという予定があるのなら、やっぱり私は公共交通の駅やバス停があるところが、やはり利便性があるんじゃないかと考えておるんですよ。そういうことまで含めて、市がどういうふうな方向に持っていくのかよく考えてしてください。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○坂平委員

先ほどランニングコストの部分でコミュニティバス、これが170万8千円。これはどういったコミバスを出すという計画。

○健幸・スポーツ課長

これは現在幸袋地区を通行しておりますコミュニティバスを延長して、追加したというところで試算をさせていただいております。

○坂平委員

1日に何回ですか。

○健幸・スポーツ課長

1日6便でございます。往復で6ですので、3、3になります。3便、3便で。

○坂平委員

6 便と言われるけど、正確に。反復 3 便でしょう。今、往復、倍数を言ったんでしょう。だから 3 便ですね。例えば体育館ができたとします。 3 便で足りるんですか。どういった算定を基にコミバスを延長して 3 便でという、どこからの発想でそれ出てくるわけ。

○健幸・スポーツ課長

現在運行しておりますこのコミュニティバスが片道3便、帰りが3便、それに健康の森に行くまでの ルートを新たに追加したという設定で試算しました。

○坂平委員

体育館を新しくここ目尾地区につくった場合、課題解決の現状の対応策ということであなた方は出しておるわけでしょう。今コミバスが走っておるのに、そのついでにそこに回ってもらおうというような考え方で算定はおかしいんじゃないんですか。そうしたらどれだけの利用者がおると思ってるわけ。今現在、飯塚第1体育館、かなりの利用者がおるわけでしょう。それを想定した場合にこれだけの台数じゃ足りんわけでしょうも。足りるの。

○市民協働部長

先ほど答弁させていただきましたように、今質問委員言われますように、単発的なイベントごとがあったりするときにつきまして、こういったコミュニティバスでカバーできるというふうには考えておりません。事業展開をする施設の中で事業をする上でそこまで伸ばす必要性があるというふうに判断すれ

ば、このぐらいの金額を上乗せしてする必要性があるというふうな数字をお出ししているだけでございまして、それに合わせた事業の展開の時間帯を設定するというような取り扱いになろうかと思っております。したがいまして、言いますように、これで公共交通機関としてカバーできるというふうには判断してはおりませんので、あくまでも今のコミュニティバスを健康の森まで伸ばしたときの想定としての数字を表記をさせていただいてるところでございます。

○坂平委員

あのね、部長。あなたの答弁は、さも自分たちが想定外のことを対応策ということで書いておるわけ。 あくまでも想定が、自分たちの考え方でも構わんわけですよ。でも想定したときには、ある程度の想定 を考えて入れんことには、これだけの費用対応じゃできんわけでしょう、実際。今の現状の利用者側か ら言うと。じゃあ体育館、何のためにつくるんですか。飯塚市民の人が、皆さんが使えるためにつくる わけでしょうも。違うんですか。それに対して今言われるような、コミバスの日ごろ利用者が少ない。 利用者が少ないならつくらんどけばいいじゃないですか。じゃないの。だから利用者が今現在も多いし、 避難場所でもあるし、建てかえという方針を出したんであれば、もう少し慎重、真剣に、やっぱり費用 対応、対比をしよるわけでしょう。鯰田がいいか、目尾がいいかと、2カ所に今、場所を絞っておるわ けでしょうが。それであるならば、やっぱりその辺りをもう少し明確に出すべきと思いますよ。片や鯰 田にしては、例えば工業団地から道を引っ張ってきた場合には、別のルートを引っ張ってきた場合には 2億3千万円、それだけかかる。それはどういうふうな算定で出したんですか。距離数で出したの。も う少し真実味のある数字を描いてもらわんと。続けていいですか、委員長。

○委員長

どうぞ。

○坂平委員

先ほどの答弁でも例えば飯塚警察署のほうから入ってきてレース場を左折した場合に、道が少し狭いと思いますという答弁されましたよね、課長。市道でしょう。あれ大型通るんでしょう。そういう表現するのはおかしいでしょう。じゃあその市道は大型通行止めにすればいいじゃないですか。違うの。大型、通っていいわけでしょう。道幅あるわけでしょう、道路幅員は。その辺り、ちょっと答弁して。バスが通っているか、通っていないか、今。

○市民協働部長

今回の資料につきましては、前回のご質問のありました質問に対しまして、整備するとすればという 想定のもとに試算を出しております。我々が考えておりますのは、今回資料の2でつけさせていただい ておりますとおり、できるだけ費用を抑えるという観点で考えておりますので、これはあくまでも試算 でございます。資料2に概算の経費比較表をお出しさせていただいておりますけれども、我々としまし ては今こういった事業費を想定した上で、比較をさせていただいておりますので、ご理解いただきたい と思います。

○坂平委員

今、私が言いよるのは飯塚警察署のほうから入ってきたところの道の分もあわせて聞きよるわけ。その答弁もやってよ。それともう1点。体育館資料の2の分で概算経費の比較表、これある程度、例えば委託設計料、これ何で違うわけ。金額が違うのは。設計料一緒でしょう。床面積が一緒だから、基本的には。概算で出すんなら。違うの。もう1つは歩道整備費、これを比較対照で出すんであれば、コミバスの費用はこれに入れ込まなでしょう。ふえるんだから。だから比較対照、我々はこの資料に基づいて、比較対照もしながら判断するんですよ。だからもう少しね、わかりやすく入れるべきだろうと私は思い

ますよ。先ほど言いましたね。警察署のほうから入ってきたときに大型バスが走りにくいと。今現在走ってるんじゃないの。走りにくいということがあなた方がわかるんであれば、整備すればいいじゃないんですか、前もって。今現在も大型バスがレース場に向かってきたりするわけだから。体育館をつくるために整備をしなきゃいかんというような説明をされようからね、それは少しおかしいんじゃないかなと思う。だから、体育館ができない場合は整備しなくてもいいんですか。走りにくいと思うんなら。その辺り答弁してごらん。

○市民協働部長

ちょっとご質問に対するお答えになってるかどうかわかりかねますけれども、まず1点目の費用の数字の多少の違いというのは底地の面積、想定敷地面積の差異によりまして、引いております関係で、多少の差異が出ておりますのでご理解ください。この設計費の中には建物だけの設計じゃございませんで、いろんな経費そのものの設計が含まれておりますので、敷地をベースに積算した誤差が出ておりますのでご理解いただきたいと思います。

次の2点目の、取りつけ道路の整備でございますけれども、今の課長が当初の説明の中で、今質問委員が言われたようなご説明をしたかと思いますけれども、担当部署としましては、現在のところ、これに伴った整備というのは考えておりません。今言われますように、体育館と別の問題での整備ということは今後の課題かもしれませんけれども、体育館を整備するがゆえに今回追加で整備するというようなことは今のところ考えておりませんので、こういった資料2という表記になっております。

○坂平委員

あのね部長、あなたが今答弁しよるのは私が聞きよることと全く違うわけよ。全然かみ合っておらんわけよ。あなた方の、課長のほうが先ほどの説明の中で、飯塚警察署のほうから入ってきて、レース場、健幸スポーツ広場、あれに左折するのに道が非常に狭いですと。だから、大型バスが入るのに非常に曲がりにくいという答弁をされた。だから、そういう答弁をするんであれば、じゃあ体育館をそこにつくらないときは今の狭いままでいいのかということを私は言いよるわけよ。体育館をつくる場合は狭く感じますと。大型バスが入ります。全く説明になってないわけよ。今現在、大型バス通るわけでしょう。通ってるわけでしょう。何でそういう説明をするわけ。混乱を起こすような。そこを知ってる人はいいかもしれない。我々みたいにはレースに行かない人はそこなかなか通る機会もないし、大型バスでそこを自分で運転して走ることもないし。わかりますよ、でも全然、そういう人たちは今あなたが説明するような説明をすれば、なるほどな、そこは道が狭いんだなと、走りにくいんだなというふうな解釈しかしませんよ。だから、私が言うのは、じゃあ体育館を整備しなくてもそこは整備するんですかということを今お尋ねしよるわけ。部長は、そういうことはしませんと言うんであれば、そういう説明の仕方は今後はできるだけそういう誤解をまねくような説明はやめなさいよ。

それと、これはあくまでも概算でしょうけど、概算はわかるよ、でも概算経費の比較表というのは、 やっぱりこういうものを見て我々も判断材料になるんですよ。だからもう少しきちっとある程度出した がいいね。

それと最後に聞きたいのは、市長、お尋ねします。最終的に執行部がどちらがいいかということで、 やっぱり最終的には判断して、ある程度の早い時期でね、方向性を出してほしいと私は思います。そう せんと、これ特別委員会の中で、じゃあどっちにしろとかこっちにしろとか我々が言える立場ではござ いません。はっきりそれを出された中において、じゃあ、それに対しての質問とかいろいろやることは できますけどね。

それと今言う目尾振興計画、これも出てきてます。私も今回初めて資料見させていただいてね、健康

の森か鯰田かというような、もともと体育館を建てかえた場合はとかいうこともずっといろいろ入ってます。だからこれをずっとやっておれば、現体育館の、第1体育館、ここの耐震診断が出て、私が一番心配するのは、万が一ここが耐震強度はありませんよと。即座に閉鎖しなさいと言われたときにね、2年も3年も全く使えない。飯塚の総合体育館ないじゃないかというような、先ほどから出る例えば県大会だけじゃなく、大きなイベント関係が、スポーツ関係でやってるわけですから。そういったものも全くできなくなるわけですから、その辺りはやっぱり首長として、やっぱり判断を早急に私は出してほしいと思います。よろしくお願いしときす。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:17

再 開 11:29

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

8月7日の当委員会で、片峯市長が8月2日に副市長、関係部長と協議をして、移転建てかえを決めたという発言されたわけですけれども、その折に、理由を幾つか言っておられた中で重要な点が1つありました。それは避難所としての機能を考えたときにというふうに言われたわけです。それで、よくよく考えてみると、地域防災計画、本市の中で、現在の飯塚第1体育館がどのように位置づけられておるのかということを、まずは考えなければならないんではないかと思うわけですね。それで、この地域防災計画の中で、あなた方がなくしてしまおうという決断をした飯塚体育館、枝国661の1、高台にあって水害は絶対ないところなんだけども、地域防災計画の中でどのように位置づけているのか、お尋ねします。

○防災安全課長

今現在の飯塚第1体育館の避難所としては、飯塚地区には今現在67の指定避難所を指定しておりますけども、そのうち17カ所を指定緊急避難場所を早期に開設をして開けるものとして定めております。ここの飯塚第1体育館につきましては、大規模になった際の避難所として指定をしておる避難所として開設することになります。具体的には、第4配備になった際、または地震の際では6弱以上のものになった際に、全ての指定避難所を開けるということになりますので、そのときに開設するというような位置づけを現在しているところです。(発言するものあり)

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:32

再 開 11:32

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

失礼いたしました。今現在、水害といたしましては私が説明したところなんですけども、震災に関しましては、第1体育館は耐震化になっておりませんので、今現在は指定の避難所から外しているところです。

○川上委員

風水害については、第一級の避難所機能を果たさなければならないというものの一つと。これ、あなた方は廃止する方向で決意を固めたわけですね。この飯塚地区では、飯塚小学校290人、飯塚第1体

育館680人、イイヅカコスモスコモン3840人、中央公民館、コミセン1710人、飯塚公民館が170人という収容人員になってますね。このうち、想定浸水がないものといえば先ほども言いましたけども第1体育館680人と飯塚公民館が170人だけなんですよ。ほかはコスモスコモンの3840人、コミュニティセンターの1710人、5500人くらいの方々のエリアは浸水想定があるところなんです。そういう中でこの飯塚第1体育館を廃止しようということになれば、第2とともにね、第2は指定になってませんけど、あなた方としてはどういう考え方になるんですか。あと、この避難所機能のことについては。

○防災安全課長

質問委員言われますように、現在、浸水想定区域Bというところで、イイヅカコスモスコモン、またコミュニティセンターが浸水想定区域に実際、建設をされております。被害が大きくなればそこに浸水することも想定されますので、現在の第1体育館が避難所とできなくなった場合にまた新たな避難所を検討していく必要があるかと思っているところです。

○川上委員

ここは消防車が避難するところなんですよ、現状では。それから、平成15年7月19日の大水害のときに、この第1体育館はどういう機能、役割を発揮したか調べてますか。

○防災安全課長

平成15年7月19日の大水害の際ということと思うんですけども、第1体育館でどのくらいの方が 避難されてというのは、今はすみません、把握はしておりません。

○川上委員

ということは、この飯塚第1体育館等の施設整備に関する検討委員会でも、このことについては話し合っていないということでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

検討委員会の中では7.19の分については話はしておりません。実際、7.19のときには、体育館のほうには避難者はいなかったため、先ほど委員言われますように、消防車の待機場所という形で利用させていただいていたと思います。

○川上委員

ここは7.19のときのことを含めた飯塚第1体育館の避難所機能について、この検討委員会では議論がなかったということを今答弁されたんですかね。

○ 健幸・スポーツ課長

エリアを指定したということではなくて、市全体の避難所としての内容で検討はさせていただいたと 思います。

○川上委員

何回目の検討委員会で議論になってますか。

○健幸・スポーツ課長

その検討をした回は、ちょっと何回かは今日は手元に持ってきてませんので、議事録のほうで確認は させていただきたいと思います。

○川上委員

市長ね、検討委員会の会議録、第4回の分はないんですよ、ホームページでは。その中で審査しているのでなければね、あなた方がこの第1体育館の災害のときの住民を助けるための機能についてまともに検討した跡はないです。一方で、移転先を5つ候補地を挙げておったんだけど、発想としてはまとま

った広さの土地が、ここならどうかと言っただけの候補地だったんだけど、それはずっと、今、スポーツ施設として使用しているところをつぶして体育館というのはおかしいじゃないかということで、あなた方自身も認めて、市民運動公園と健康の森公園で今議論が集中しているんだけども、そこでお尋ねしますけども、出発は8月7日の片峯市長の答弁からですよ、今質問しているのは。避難所機能のことを言われるから。そうするとね、目尾地域、それから鯰田地域で新たに体育館をつくることによって、避難所を確保しなければならないくらい避難所の配置計画ができていないのかお尋ねをします。

委員長

話し合ってないなら話し合ってないという形で言ったほうがいいよ。

○総務部長

今、鯰田地域、それから幸袋、目尾地域ということで言われましたけれども、この鯰田地域で新たにつくらないといけないというようなこと、あるいは目尾地域でつくらなければいけないというようなことでの話し合いということはいたしておりません。避難所をつくらなければいけないということはいたしておりません。

○川上委員

そうするとね、避難体制の問題について、現在、地域の中核的な、本市全体にとっても中核的な位置づけをされている現在の飯塚第1体育館を廃止する。その手当については審議したことがないと、まともに。一方で、不足は感じられていない、あなた方にとってはですよ、鯰田地域あるいは目尾地域には45億円かけて避難所機能を持つ体育館を持っていくことも考えるという構図に今なってるわけですよ。市長の発言にもかかわらず。これどう考えたらいいのか。

それで、あなた方がこれをどう受け止めるのかということで、前回質問の予告をしておったんです。 先ほど報告の中で、私が前回予告編を言ったのに対して答弁したつもりの報告があったので、ちょうど よかった。それで、第1体育館は隣接する第2体育館とともに建てかえが望ましいと、移転前提ですけ ども。この理由の4点目の中に2つ書いてるんですよ。そのうちの1つが「また」ときて、避難所とし て新たな防災拠点機能を付加できないなどの支障が生じるためと書いてるわけ。これはどういう支障な のかわからないんです。つまり、避難所として新たな防災拠点機能を付加したいという思いが何かある んだけれども、自分たちが怠慢によってか意図的にかわからないけどもやらなかった耐震診断、その怠 慢か意図的にかやらなかったことのために、どこをどう手をつけてよいかわからない、狭くなるか広く なるかさえわからない、本来は。先ほど報告では、推測と言われた。それによって面積が狭くなるでし ようという理由で、今言ったような新たな防災拠点機能を付加できない支障と言って、検討委員会があ なた方に言ってるわけですよ。これ何の意味ですか。この新たな防災拠点機能を付加できない等の支障 というのは。検討委員会に聞き返したほうがいいんじゃないかと思うけど、あなた方はどう受け止めた んですか。

○ 健幸・スポーツ課長

防災の資機材倉庫です。緊急の資機材、それから、支援物資等、それから食糧、そういうような防災 資機材倉庫でございます。

○川上委員

それはどのぐらいの物量を想定してるわけですか。それは現在の飯塚市の地域防災計画とはどういうかかわりですか、今あなたがおっしゃったのは。その中のどういう、変更があるんですか、地域防災計画に。そして、どれほどの物量がそこに置かれなければならんのか。何か福岡県との調整があるのですか。平恒の場合は民間との協定もあるけども、どういう趣旨のことをここで書いているとあなた方は受

け止めておるんですか。

○健幸・スポーツ課長

委員会の中では、私どもが受け止めた中で、そういうような資機材倉庫、こういうことを整備するということを私どもが受け止めたという形になるのかと思います。

○川上委員

現地で大規模改修すれば10億5千万円ということなんでしょう。でも、別のところに行けば45億円くらいかかるってわけでしょう。防災のための資材、機材を置く場所、体育館の機能とリンクしなければならないんですか。30億円かけてそれリンクさせないといけないのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:47

再 開 12:59

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

それでは、先ほど分についてお答えをさせていただきます。避難所として防災拠点機能を付加することにつきましては、事例や視察を行う中、検討委員のほうより施設の確保というようなご意見が出ておりました。また具体的には、細かいことについてはお話はさせていただいておりませんけれども、先ほど申し上げましたように、防災の倉庫等について機能があればということで、申し上げております。

○川上委員

この飯塚第1体育館については、広域的な避難機能と飯塚地区の避難機能とあるわけですよね。それで、今おっしゃった防災の資材とか器具とかいうのは、広域的な機能のためのことなのか。それとも飯塚地区の収容人員680人と書いてるけど、風水害については、そのことなのか。どちらのことを想定して言われてるんですかね。

○健幸・スポーツ課長

整備検討委員会の中では、そういうところまでは検討させていただいておりません。

○川上委員

検討していないと。確かに会議録見てもその跡はないです。第4回の会議録はないので、そこで審議しているかなと思ったけど、今審議していないという答弁があったので、審議していないということがわかりました。そうすると、市長、この答申書の移転新築建てかえが必要、望まれるとする5つの理由のうち、④については理由が崩壊したということになりました。検討委員会でまともに審議していないことが、検討委員会の答申書に載ってきているということになると思うけど、市長はどう思われますか。〇市長

私といたしましては、部分的に防災拠点としての機能のあり方、建てかえもしくは、そしてそれが改修としたとき、それぞれどう違うのかというような論議が、今のやりとりをお聞きしまして、十分になされたかどうかということについては、やや私も疑問を持ちましたが、この飯塚第1体育館等の施設整備に関することについての答申を本年、御承知のとおり、5月8日にいただきましたので、これを提出するに当たられて、それぞれの項目についてやりとりと審議は丁寧になされたものというふうに理解をしています。

○川上委員

今のやりとりからも、今の市長の理解、最後理解しておりますと言われたのが誤りだということはすぐわかるじゃないですか。まともに審議していないことが最終的に盛り込まれたと。

いいですか。この会議録では、6月30日と7月28日が重要なんですけれども、もともとね、飯塚 市の基本路線は、この体育館、第1体育館に対する考え方は大規模改修でしょう。これを確認しないと、 先進めないでしょう。これが、合併特例債の対応まで考えとったじゃないですか、14億円で。この基 本的な考え方が何によって変わっていくのかということなんです。住民の安全とか福祉の向上、それか ら、むだ遣いをしない。それから、透明性の確保がこの施設を考える上で重要だというふうに私申し上 げましたけれども、そうした角度で市の基本路線が、住民とよく相談の上で、発展する、変わることと いうのはあることだと思います。しかし、今回もともと市が考えていた基本路線を変えなければならな いほどの状況というのは認められないし、そして、検討委員会でもそのことについては何ら検討がされ てない。駐車場が足りないから30億円余計にかかるところを探そうと。それから、今申し上げました 避難機能が十分に確保できないから、この間のときは市長は朝倉地域の被災についても例示的に出され たので、それは不誠実だと私は言いました。この検討の内容、結果を踏まえたときにね。そうした中で、 路線が変わっていくのはね、どこで変わっていくかというと、昨年の7月の28日ですよ、検討委員会。 6月30日の第1回目のとき、審議時間は141分です。このときには、移転のことについては少し出 てました。読むと、委員の質問の中で、中央体育館というんだけど、市の中央部に建設しなくても中央 なのかというふうに聞くんですよ。中心部じゃないところに建てても、それは中央体育館ですかという こと聞いたんですね。そうすると、これは事務局が答弁したんでしょう。位置ではなく、機能や役割的 なものと考えていると。事務局が資料10の説明というふうに書いてるわけです。この委員会は場所も 決めるのかという質問がまた出るくらいなんです。これが1回目。2回目が昨年の7月の28日に行わ れるんですけど、この日は73分会議してますよ。そして、会議録によれば、始まってしばらくしたら ね、建てかえ、大規模改修における市の考え方はどうなのかって聞かれてますよね。そしたら事務局が、 5点挙げてますよ、5点。「市として決定しているわけではないが」と言った上で、①耐震基準を満たし ていないこと、②駐車場不足の問題、③工事期間中の代替施設の確保が困難、④大規模改修で耐用年数 が延びるということではない。⑤建てかえは一時的な支出は大きいが、長期で見ると改修よりもコスト が抑えられる等考慮すると、建てかえが望ましいのではないかと考えているというわけです。市が、市 長が任命した方々の集まった検討委員会の場で、市としては5つの理由をつけて、建てかえが望ましい というふうに言ってしまったんです。これは諮問の内容にも逸脱した事務局の暴走ではないかと、誘導 したのではないかと思いますけど、どう思いますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:10

再 開 13:12

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

これは、検討委員会の委員の質問の中でございましたので、事務局としてお答えしたということでご ざいます。

○川上委員

答えたんですよ。諮問のレベルを超えてね、建てかえが望ましいと。単なる事務局が。検討委員会の中の事務局役でしょう。市の担当課が述べているわけです。そして、理由もつけてるわけですね、今言

った5つの。そしたらどうなるかというと、会議録によれば、あなた方が気に入った意見についてのみ、 鍵カッコでしたのかどうかわかりません。3つ意見を書いている。駐車場だ、駐車場だ。それからさっ き、目で見てさわってとか言ったけど、目で見てさわっていいわけですよ。改修すればきれいになるわ けだから。それ目で見てさわって老朽化しているねということから、イコール移転建てかえというのは 出てこない。まだどうするかというのは残り続ける。あなた方のこの誘導発言、はっきり言ってやらせ ですよ。しかも諮問の内容超えてる。超えて、委員長はこれまでの意見を総合するに委員会としては建 てかえという方向でよいか。カッコ異議なしと書いてある。委員長は、「それでは委員会として建てかえ が望ましいということで意見の集約があったこととする。」と。「事務局として」、あなた方のことでしょ う、事務局。「として、後世のことも考え、今意見のあった駐車場や公共交通機関のこと等いろいろな課 題に対処してもらいたい。」というように要望が市に、事務局にあってるわけです。ここに、いいですか、 もともと飯塚第1体育館は大規模改修で財源の手当てまで考慮しておった。ところが、どうしようかと いう相談を市長が検討委員会つくって相談した、第2段目です。第3段目、その中で、担当課が建てか えが望ましいというふうに言った。4段目に、検討委員会は誘導されて、建てかえが望ましいというこ とで意見の一致を見たということになってしまったんです。ところが、これからですよ、答申が翌年出 るわけです。事務局が、昨年7月28日に5つ理由を挙げたんだけど、答申書の5つとは実は違うわけ です。全くイコールじゃないんです。見られたらわかると思うけど、昨年7月28日に事務局が第1に 挙げたのは、耐震基準を満たしていないこと、これはどちらかといえば、答申書の1にリンクしていく んですよ。ところが、耐震基準を満たしているかどうかについては、診断やってないんだから、実は本 当はわからない。1981年以前のものだからと、新耐震基準じゃないからというだけのことなんです。 それから、昨年事務局が言った2点目、駐車場不足の問題については、答申書では3番に来てます。そ れから、事務局が3つ目に挙げた理由、工事期間中の代替施設の確保が困難というのは、答申書の中に 入ってないです。これなぜでしょうか。これ言うと、市がほかの体育館をずっと切り捨てようとしてい るでしょう。そのこととの矛盾が生じることがあるのかなと思ったりするんだけど、3番目については、 5つしか挙げてない理由のうちの3番目の理由は、答申書の中では消えているわけです。その程度のこ とだったのかってことになるわけ。誘導したときの5つの理由の3番目は。後に消えるような理由をね、 委員の皆さんに示しているわけです。4番目は、大規模改修で耐用年数が延びるということではないと。 これは、答申書で言えばね、②に来るわけです。これおかしいでしょう。大規模改修すればね、耐用年 限延びますよ。100%延びるに決まってるじゃないですか。それをあなた方は20年程度しかないこ とからという、さっき権威のあるところを出したつもりかもしれないけど、こんなことはわからないん です、はっきり言って。どういう内容の大規模改修をするかによって変わってくるわけです。だから呉 市が飯塚の体育館より古いのにね、9億5千万円程度で踏み切ってるじゃないですか。市の政策との関 係なんです。そして、⑤建てかえは一時的な支出は大きいが、長期で見ると改修よりもコストが抑えら れる等を考慮すると。本当ですか。神話みたいに言ってこの新庁舎も建てたんだけど、どういう試算が あるわけですか。根拠がないでしょう、これについても。実はこの⑤は、答申書では②の中に入り込ん でくるわけです。そうするとね、市長お気づきと思います。答申書の中にある④と⑤は一番最初に事務 局が誘導しようとしたときの理由にはなかったものなんです。④は、答申では今議論したとおりですよ。 耐震診断もしてないのに、推測でと自分で認めた。競技面積が狭くなるでしょう。それから資材置き場、 置く場所のこと言ってないけど支障が生じると言ってる。こんなの後でついてくるわけ。第2体育館の 問題等はもうまさしくおまけでつけてきてるわけですよ。だから、建てかえを求めたときには、先ほど から言っている防災とか、避難とかいうことについては、市は、少なくとも事務局役をしていた担当課 は、防災の「ぼ」の字もない。避難の「ひ」の字もないわけ。後でこれが加わってきた。しかし、加わってきたけど先ほど言ったとおりです。何の根拠もないことをつけ加えてるわけ。だから、これは昨年建てかえへ誘導し、さらに答申書で抑え込んだという仕組みです。違いますか。

○市民協働部長

今、質問委員が、第2回の委員会の事務局方の答弁と最終的な答申の内容についての差異についてのご質問をされておりますけれども、先ほど担当課長が言いますように、第2回の委員会では建てかえ、大規模改修における市の考え方というふうに急に振られた中での、その場でのご説明を、考え方というのを所見を述べたものと思っております。答申の内容につきましては、それから数回の検討委員会を重ねる中で、委員の方々の意見を集約した中で最終的な原案を確認していただいての答申でございますので、必ずしもイコールになるものではないというふうに考えられます。

○川上委員

2つ言いましょう。だから、今の部長の答弁は、諮問の内容を超えてね、踏み込んだ誘導を担当課、事務局が行ったということを認めたということになりますよ。否定できないでしょう。とっさに答弁していいんですか。自分たちは現地で改修すれば、15億5千万円とわかっている。そして、移転建てかえであれば45億円くらいかかるとわかってる。30億円も余計にかかるんですよ。その方向へね、当時、齊藤市長でしょうけど、市長の諮問の内容を繰り返すのがあなた方の任務じゃなかったんですか。にもかかわらず、30億円も余計にかかるような方向に誘導する発言を、後に消してしまうような、あるいは避難とか安全とかは全然挙げずに、5つ理由、いいかげんな理由ですよ。そういうことをするのが許されるのか。許されるわけないでしょう。これは重大な問題ですよ。

それから2点目はね、最初に考えたことが答申にそのまま載るわけではないよと。誰の立場で答弁し てるんですか。あなた方が誘導した内容でしょう。誘導しようとした方向の内容が5点でしょう。それ が、後に消えてしまったということでしょう、③とかは。そして新たに答申のほうに④とかね、いいか げんな、耐震診断もしてないんだから、こんないいかげんなものがね。そして⑤はおまけですよ。これ は検討委員会が案を盛ったわけじゃないの、最初から。あなた方が、事務局が5つ挙げたのが、大した ものじゃないやつが入ってた。答申書には④とか⑤とか無責任なやつも入ってくる。片峯市長ね、片峯 市長が教育長時代の話です。ですから、このことについても何ら関係がないということはないと思うん だけど、特に市長になった段階でこの答申書を受け取ったわけですから、この答申書が市のどういう流 れの中で出てきたのかを受け止めたほうがいいんではないかと。どういう経過の中で、現地で10億5 千万円で大規模改修しようとしていたものが、このように行き先も決まらない。ベストなところはない わけでしょう。スポーツ機能、文化施設の機能としても、また、避難所機能としても適当なところでは ないじゃないですか、両方とも。そういうことが最初からわかってたでしょう、あとの3つのことを考 えれば。にもかかわらず、なぜこちらの方に行こうとするのか。昨年の7月の28日ですよ。だから、 この5つの点については、私は片峯市長が、もう論理的にわかるでしょう。①だとかが何の意味もない ということが。何の意味もないでしょう、①なんか。大規模改修で十分対応できることじゃないですか。 移転新築建てかえで30億円もかけなければならん理由には何もならんです。15億5千万円かけたら 立派なバリアフリーできるし、老朽化が、もちろん新築同様になりますよ、はっきりいって。15億5 千万円かけたら。そういったことをね、書いてるわけ。それで、片峯市長に提案してきょうの質問終わ ろうと思うんですけど、1つはね、耐震診断の結果を、税金かけて耐震診断してるんだから、結果をき ちんと待ったらどうかと。2つ目は、この耐震診断の結果を住民、それから利用者と共有してください。 情報共有して、その上でもう一度利用者の声を聞いて、行くというのはどうですか。とりわけ飯塚小学 校区の、飯塚地区の住民の皆さんには、この重要な避難所がなくなることについて、体育館なんだけど、 重要な避難所がなくなることについてね、何の相談もしてないでしょう。このようにしてね、地域の重 要な避難所、あるいは広域の避難所をなくしたり、安易に移転していいのかと。ですから2点、提案し ておきます。これで質問を終わります。

○委員長

執行部のほうに今、川上委員のほうからいろいろと提案ということで、どうのこうのといろいろとこれ委員会が開かれて、議事録をいろいろ見させてもらってあるんです。最終のところに、避難のできるような形でつくってもらいたいとある。ただ問題は、この検討委員会が開かれる前の、人事の問題もいろいろあったと思うんだけど、そこのところよく踏まえて、次の委員会で答えていただけますか。わかるように。それで、ある程度ここを読ませてもらうと、その前にこの検討委員会の中、それなりに検討されて、最後に一応こう書いてありますよね、ここに。こういう体育館を建てていただきたいと、一番最後の附帯意見のところに書いてあります。それもいろいろあるんでしょうけど、川上委員とすれば、そこのところのあなたたちが誘導したというような形で捉えてあるんで、それがあるかないか別にして、そこのところの議事録の中身をはっきりして、次回に答えていただきたいと思います。よろしくお願いします。よろしいですか、森口部長。

ほかにございませんか。

○上野委員

まず一つ確認させていただきたいんですけども、審議会の答申の内容について、今質疑があっていま したけども、この答申に書かれてある内容については、全て審議会の議事録の中に全部あることですよ ね。確認させてください。

○健幸・スポーツ課長

議事録に掲載されております。

○上野委員

では、先ほどご質問があってた防災に関する、災害時については答申書6ページの16番、防災倉庫等に2行の記載があるんですか、このことについてもきっちり話し合いが行われてあったんですか。ですよね、議事録に残ってるということは。

○委員長

わからんならわからんでいい。次のときの川上委員と一緒で、あやふやな返事するよりもピチッとした形でされたらどうですか。

○健幸・スポーツ課長それはお話をされております。

○委員長

議事録残っておるわけ。

○健幸・スポーツ課長 この例えば16番について、全てきちっと――。

○委員長

そこだけでいいって。わからんとやったらこの次の、さっき言ったほどピチッと何か説明されたほうがいいと思う。

○健幸・スポーツ課長

議事録にはきちっとした形で残ってはないと思います。

○委員長

残ってはない。

○上野委員

残ってないことを答申に誰かが書いたということですね。

○委員長

上野委員、今言われたことについてちょっともう一遍説明聞かせてもらわんと。大事なことですよ。 ないものを書いたって——。

○上野委員

議事録に残ってないのを書いてるんでしょう。

○健幸・スポーツ課長

これは、この例えば防災倉庫等の16番の話ですが、視察、それから協議を行っている中で、委員のほうから出たご質問等について、まとめさせていただいたというものでございます。

○委員長

それも議事録残ってるんですかと聞きよんしゃって。もう中身はどうでもいいって。

○健幸・スポーツ課長

ちょっと現在わかりませんので、確認してお答えさせていただきたいと思います。

○上野委員

前々回でしたか、市長にお聞きしたときに、この答申書はたしか、市民の皆さんのご意見と承っておりますというような答弁をいただいたと思うんですよ。議事録に残ってないものが、もしも答申書の中にあれば大変なことですよということだけ言っておきますね。今度教えてください。この委員会の規則なんですけども、8ページからあるんですが、市長の諮問の内容、次の掲げる事項について調査、審議するとあります。1番は第1体育館等の建てかえ、「等」というのは第2体育館も含めてということですよね、建てかえまたは改修の方向性に関すること、次の2番、飯塚第1体育館等の建てかえまたは改修に係る基本的計画に関することも諮問されてるんですが、基本的計画というのはどこに答申があるんでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

答申書の2番に新体育館の基本的な考え方というあり方の分であります。

○上野委員

じゃあこの諮問の内容にある基本的計画というのは、僕らが通常考える、いつから建て始めて、財源 は何で、幾らぐらいかけてという計画ではなくて、この基本的な考え方にあるということでよろしいで すよね。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○上野委員

ということは、財源についてはこの委員会で、財源また総工費についてはどのような考え方が示されておるかというのは諮問されてないので、審議されてないというふうに理解していいですかね。

○健幸・スポーツ課長

審議はされておりませんが、財源の内訳等そういう形ではご説明も――。補助金の額、財源の額とか、そういうのは事務局のほうから提案させていただいております。

○上野委員

その内容は私たち資料としてもらってますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:34

再 開 13:36

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

8月7日の当委員会におきまして、体育館資料3ということで、健康の森から卸売市場敷の候補地5つの場合に、その財源のメニューというのは紹介をさせていただいております。整備検討委員会の中でも同じメニューの分を紹介をさせていただいております。メニューだけでございます。こういうような財源があるというメニューを紹介をさせていただいております。

○委員長

体育館資料3ね。

○健幸・スポーツ課長資料3。

○上野委員

じゃあ今ご説明のあったこの体育館資料3、8月7日にいただいた、これと同じものが検討委員会に も示されてるという認識でいいですか。

○委員長

金額が出てないけど、中身が書いてある。

○健幸・スポーツ課長

8月7日と同じ資料は検討委員会の中には出しておりませんが、このメニューについては、同じものを出させていただいております。補助金のメニューを出させていただいております。このようなものがあるということを検討委員の皆様方にお話ししております。

○委員長

上野さん、もう一遍ちょっとわかりやすく。出してもらえるものか、いただけるものかを。

上野委員

メニューと言われるのは具体的にどのことを言われてあるんですか。教えてもらえますか。

○健幸・スポーツ課長

注意7でございますが、公共施設等適正管理推進事業債、それから学校教育施設等整備事業債等をご紹介させていただいております。

○上野委員

じゃあ検討委員会の委員の皆さんはこの2つの事業債については詳しくもう御承知の上ということでいいんですかね。

○健幸・スポーツ課長

ご紹介はしておりますけれども、詳しく理解していらっしゃるかというのはちょっとわかりませんが

○上野委員

わかってらっしゃいませんでした、お聞きしたら。何人かしか聞いてませんけど。でも、この検討委員会に諮問をされている内容は、この第1体育館と第2体育館を建てかえるか、大きく改修して残すか

という諮問が大きな柱だったわけですから、先ほど委員会の中で不適切じゃないかという発言も指摘されていましたが、検討委員の皆さんは、今の現状を見て、建てかえたほうがいいんだろうか、改修したほうがいいんだろうかという話し合いの中で、建てかえのほうを答申されたと。内容については、基本的計画といわれるものに関しては、このような設備があったらいいよねというようなご意見を賜って、一応というか、この中では、答申の中では最低限という言葉が使われているんですけれども、これもきちんと議事録に載ってるかどうか確認していただきたいんですけどね。今、財源について説明をされて、メニューだけお示しをしたというふうに聞きましたけども、金額については、例えば大改修のときは幾らかかります、建てかえると幾らかかります、このような提示はされましたか。

○健幸・スポーツ課長

それはさせていただいております。金額につきましては、改修、建てかえ比較参考資料ということで、 改修、建てかえ、同じ規模で改修した場合、同じ規模で建てかえた場合ということで、工事の費用、それから1年間当たりの1平方メートル当たりのコスト比較というようなものの形で比較をさせていただいている資料を提出しております。8月7日、当委員会の体育館資料6というのがございますけれども、その中で、今と同じ広さで改修した場合の費用、それから、今と同じ規模で建てかえした場合の費用の比較を出しております。

○上野委員

となると、建てかえでは同規模で27億8800万円余り、集約後で39億6800万円余りという ふうに出てますが、これは同規模と集約後とありますが、これ集約したほうが面積が広がるんですかね。 〇健幸・スポーツ課長

検討委員会の中で提出させていただいた分については、集約後の記載はございませんで、第1体育館を今の面積で改修した場合、それから第1体育館の面積を建てかえた場合というこの2つの表記で検討委員会のほうには提出しております。

○上野委員

では、同規模で建てかえで場合はこれだけかかりますよという、だから、委員の皆さん方は27億8 800万円だと今でも思ってらっしゃるということですよね。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○上野委員

いや、だから実際は、これは今の第1体育館と同規模のものを建てた場合の試算でしょう。だから、委員会にはこの金額を提示してるわけですよね。ですから、委員会が求めてありますよね。最低限これだけつけてよねという内容の答申を。この答申に基づいた金額、今、委員会では45億円でしたっけ、というようなご報告がありましたけども、委員の皆様方はその45億円という総工費、総工費というか本体だけですけど、については御承知おきなんでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

検討委員会のときに出させていただいたのは建物だけでございますので、4 5 億円という数字は御存 じはないと思います。

○上野委員

そうだと思うんですよ。検討委員会から出された答申、もちろん尊重していただくべきことだと思うんですけども、やっぱり金額がこれぐらいかかりますよというのをフィードバックしてあげることもとっても重要だと思うんですよね。もちろん私たちはその答申書に基づいて、執行部もそうでしょう、私

たちも話し合いをしてるんですけれども、皆さんはもしかすると27億8千万円のままだと思ってらっしゃる。これを基に、じゃあこれぐらいの設備は最低限入れてほしいなという答申かもしれない。それとも、いや飯塚市の体育館なんだから、50億円かけても60億円かけてもこの基本的な考え方に基づいた設備は整備してほしいよねという方針なのかもしれません。そこら辺はどのようにお考えですか。答えられませんよね。だから、答申を基に財源だとか、総工費だとか、また本当に建てかえたり、移転させる場合には、飯塚市の他の施策とリンクさせて、整合性をもって取りかかるのが行政の役目だと私は思うんですよ。そこで、お伺いするんですけれども、財源について、2つ起債の方法ありますけど、それぞれ説明していただけますか。

○健幸・スポーツ課長

概要についてご説明させていただきます。まず1点目でございますが、公共施設等適正管理推進事業債でございまして、対象事業については延床面積の減少を伴う集約化、複合化事業でございまして、充当率については90%、交付税参入率が50%でございます。もう1つ、2点目でございますが、学校教育施設等整備事業債でございまして、対象事業については、公立の小中学校、特別支援学校、幼稚園、高等学校、大学等社会体育施設等の整備事業を対象としております。これについては充当率が75%、交付税参入率についてはございません。以上2点を説明させていただきました。

○上野委員

これは、見ると(1)の公共施設等適正管理推進事業債のほうが随分お得ですよね。平成33年度までに活用しなくちゃいけないということなんですが、延床面積の減少を伴う集約化、複合化事業というと、これ具体的にどういうことですか、飯塚市で言うと。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:49

再 開 13:50

委員会を再開します。

○行政経営部長

公共施設等適正管理推進事業債についてでございますけども、先ほど担当課長答えましたように複数の建物を1つに集約する、そういう形でなおかつ面積がそれによって減る。トータルで今まで、例えばAとBという面積がトータルで減る。そして、複数のものが集約される。そういったものについては、この公共施設等適正管理推進事業債が適用されるということでございます。

○上野委員

延床面積の減少を伴う集約化、数を減らすということですよね、簡単に言えば。飯塚市の場合、どこ を減らすんですか。どことどこを減らすんですか。

○ 健幸・スポーツ課長

8月7日に当委員会に提出させさせていただいております体育館資料7で、今回、今10施設ございます体育館、武道館、これを5施設にするというものでございます。10施設でございますが、第1体育館、第2体育館、頴田体育館、穂波武道館、頴田武道館、飯塚市弓道場、筑穂体育館、穂波体育館、た内体育館、穂波B&G海洋センターを新体育館、穂波体育館、筑穂体育館、庄内体育館、B&G海洋センターに集約するものでございます。

○上野委員

第1体育館第2体育館については建てなおすと。それに頴田の体育館、穂波の武道館、頴田武道館、

飯塚市弓道場を1つにまとめるということですよね。ですよね。先ほど私申し上げたのは、答申の委員会メンバーの方はこのことを御承知おきでそういうふうにということでよろしいですかね。

○健幸・スポーツ課長

今の言いました10の5つにするということではなくて、集約をするということは理解していらっしゃると思います。

○上野委員

集約するということは理解されてるけども、体育施設名までは御存じじゃないということでしたね。 間違いないですね。

○委員長

そこまで小さく説明してなかったら、してなかったと言っとったほうがいいよ。

○健幸・スポーツ課長

そんなにこまかくは説明をしていなかったかと考えます。

○上野委員

飯塚市は、前市長以来、健幸都市いいづかというのを標榜してこられてるんですよ。私は、新しい体育館を建てるという決定については、今のところやぶさかではないかなというふうに思ってます。決定をされれば、この前明言されましたけどね。ただ、その規模については、十分に考えていただく必要があると思うんですよ。今言われた施設の中でも弓道場はね、一緒につくろうよということですよ。新しい体育館のためにこれらの施設が全てなくなるんですよね。私、頴田ですけど、頴田の武道館と体育館がなくなると、平日の昼間、頴田の皆さんはどこにスポーツに赴くんでしょうか。

○委員長

この前どげな答弁したんかね、平山さんのときに。

○市民協働部長

あり方の計画の中で、さっき質問委員が言われます頴田体育館については廃止という形で明記をさせていただいた中で、今はそういった形になりますので、将来的にはこのできた総合体育館を利用していただくことになろうと思いますけれども、答申の中では、一貫校ができております。体育館をというようなところを明記しているかと思います。

○上野委員

じゃあ平日の昼間は頴田の人たちは新しい体育館まで行かなければ、運動するなと、健幸都市いいづかの行政の方々はおっしゃるわけですね。でね、だから、この45億円、例えばかかる体育館で、2つの事業債を差っ引いた中で、単費の持ち出し、幾らになるんですか。

○健幸・スポーツ課長

これは、8月7日の当委員会の資料で、資料3で提出させていただいておりますが、健康の森公園広場周辺敷でございましたら単費は4億4700万4千円、それと市民公園健幸スポーツ広場でありましたら、4億5212万2千円と算定しております。

○上野委員

その持ち出しの使い方もあると思うんですよ。前回の委員会で私お聞きしてましたけども、市民のための体育館なんで、県民のための体育館は福岡県が建てるべきなんでね。僕は大きな1つの体育館じゃなくて今ある体育館プラス、例えば各まちづくり協議会にね、まちづくり協議会の拠点に、小さくてもいいじゃないですか。トレーニング施設をつくるためにその持ち出しの部分を使っていただけないかというお話をさせていただいた。それは受け入れられなかったというふうに、前回の新しい体育館建てま

すということでしたので、そういうふうに受け止めておりますが、それに関しては、もう新しい体育館 建てるんだから、私の提案については聞き捨てておくという対応で終わられたんでしょうか。前回お聞 きしてましたからね。

○健幸・スポーツ課長

申し訳ございませんでした。お答えしようと思っておりましたので。

現在、先ほども申しましたように、飯塚市では公共施設等の総合管理計画を策定し、公共施設の最適な配置を目標といたしており、新たな体育館を建設した後、スポーツ施設の再編計画を作成する予定でございますが、この中で市民の皆様のスポーツ活動の機会をなくすことのないような施設整備を図っていく予定にしております。

○上野委員

わかりました。市民の皆さんの、今以上にスポーツができるような環境をととのえていただけるというような答弁だったんで、そのとおり受けとめておきますけど、よろしいですよね。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○上野委員

ありがとうございます。頴田からね、何もなくなってしまうのかなというふうに心配しておりました。 今言われてます。小中一貫校の体育館が立派なのがあるじゃないかと皆さん言われるんですけど、昼間 使えませんからね。トレーニング施設が飯塚市で昔からないのも頴田だけというのも御承知おきだと思 いますし、ただ頴田は人口が減ってるので、頴田だけというふうに私申し上げてるわけじゃないですよ。 今から増加する地域にも小ぶりでいいじゃないですか。地域の核となるところに、コミュニティの施設 となるようなトレーニング室的なものはつくるべきだと思いますよ。それは新体育館の計画と並行して やっていただきたい。今、新体育館の計画ができた後に考えると言われましたけど、それは計画ととも に並行して提示してもらわないと、私たち、私たちではない、私はいいのか悪いのか判断のしようがな いんですが、並行してつくっていただけますよね。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:02

再 開 14:09

委員会を再開いたします。こっちから質疑、どうされます。大体、上野さんの質問に対して、そちらのほうが将来的に前回と今回で意見が違わない形で答弁してください。

○市民協働部長

言われますとおり、総合体育館という形で新設しますと、ほかの周辺の体育施設をどうするかという 大きな問題があります。今言われますように、その判断、総合体育館の建設、立地という判断をするま でには正直間に合いませんけれども、その方向が進めば、それをもって次の段階として、ほかの施設を どう整備、統廃合していくかという計画は立てる予定にしております。(発言するものあり)

○委員長

前回の話のときには、平山さんがしたときに、一応こういう形で行きますよと言っとって、今、今後できた時点で、また現状が変われば、考えて変わりますよというふうにご理解していいんですか。要するに、結局これ一応外すと言いよったろう。(発言するものあり) 暫時休憩します。

休 憩 14:11

再 開 14:12

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

私のほうは設置というようなつもりで答弁したわけじゃございませんで、さっき言いますように公共施設の統廃合、大原則の20%弱という数字がございますので、それを基本に周辺の施設そのものの統廃合を今後検討する必要がございますので、どこをどう残してどうするかというようなことは、この計画が、総合体育館が決まり次第、着手する予定にいたしております。

○委員長

ちょっと確認だけしますよ。今の答弁のほうでずっと続けるわけですね。いいですね、それで。

○上野委員

承っておきました。承りましたけど、私はね、体育館を残してくれとか、武道館を残してくれというお願いをしてるんじゃないですよ。床面積のことも十分わかってます。ただ、庄内地区もそうですけど、 額田地区も地域の拠点がまだ整備されてないわけですよ。だから他の政策とリンクさせてくださいねと言ってるのは、支所の場所も決まってないでしょう。だから、体育施設のみではなくて、他の飯塚市の施策とリンクをしていただいて、整合性を持った形で考えてくださいねというふうに申し上げていますので、そこら辺を皆さん、委員の皆様、誤解のないようにしていただきたいんですけども、ただ、先ほどから言ってますように、私はね、大きい体育館を1つつくるよりも、小さい施設を人口がふえてるところ、また避難をする方が多いところ、避難所の代わりに。やっぱり遠いところに大きなものがあるよりも近くにあったほうが皆さん安心なんですよ。被災地に赴かれた方もいらっしゃると思いますけども。だから、そこら辺のそういうふうな税金の使い方、市民のために使っていただきたいなというふうに思っていますし、またこの答申書の一番最後、6ページの最後のところに2行、「市民の誰もが利用し、真につくってよかったと思えるような体育館の建設を強く希望する。」と。この答申書だけを、内容だけを一つ一つついばむんではなくて、答申書のこの委員会の委員の皆さんの思いは、この2行にもう凝縮されてると思うんですよ。ここはしっかり受け止めていっていただきたいなというふうに思います。続けてよろしいですか。

○委員長

はい、どうぞ。

○上野委員

今回、一番初めの、今日出していただいて、説明をしていただいた資料の費用の部分に関してなんですけども、まず、駐車場に関しては答申でこまかく書かれていますが、これについての整備費用はこの中に入ってるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

この中に含んでおります。入っております。

○上野委員

じゃあ車いすの方が濡れないようにですとか、十分な台数は確保できるというふうに認識しますけど、 それぞれ何台ずつくらい思われてるんでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

今回、きちっとした台数までは想定してはおりませんが、設計の段階等できちっとした形でさせていただくという考え方でございます。台数、それからどのようなものとかいうのは――。駐車場の台数についてはお答えさせていただきますが、300台を想定しております。必要と考えております。

○上野委員

それはもう答申書ではことこまかに指定がされてあるんですよね。答申の5ページ、公共交通機関等を利用することが求められるが、現状の車社会を考慮して、云々かんぬんで十分なスペースを確保すること。同時に自転車、オートバイの来館者のための駐車場を設置すること。身障者駐車場や駐輪場は屋根つき等配慮して、玄関へのアプローチがスムーズに確保できるようにすること。身障者用意駐車場は車いす等での乗降を考慮し、車間距離が十分とれるように配慮すること。特に車いすに関しては、車いすテニス等のアップ施設とかにも利用されることがあるんじゃないかと思いますが、ここら辺も十分に確保、300台がゆっくり確保できているという答弁なので、答申書も300台を、台数は書いてありませんけども、答申は300台というふうに、行政はされてるということでよろしいですよね

○委員長

答弁はいいですか。いいですか、それで。

○上野委員

最後に費用の出し方なんですけど、もう委員の皆さん方、もう本当にこんな出し方どうなんだと言わ れてますけど、僕もそうだと思うんですよね。例えばコミュニティバスにしても、本当に需要を満たそ うと思えば、幸袋路線だけの3便増というのは、もうまず考えられないと思いますし、もっと便数出さ ないと間に合わないと思いますし、また今度、鯰田のほうにしたら、道路の問題が出てましたけども、 地図を見たらわかるように、道路が曲がってるんで、本当にあそこに建てろうと思うならば、新しい道 路をつくるべきですよ。皆さんが言われてるような県大会レベルを呼ぼうと思えばですよ。そうしない と、入り口が今のところじゃ、書いてありましたけど、どれもやっぱり道が運転しにくいと思いますよ。 私も何回も行きましたけど。それと、あそこにつくるとなれば奥のテニス場が残される予定でしょうか ら、今のテニス場を使われてるときの駐車場の状況って御存じですよね。あそこで球技とテニス大会が 一緒にかぶると、とてもじゃないけど危険ですよ。ですから、僕は本当にもうつくろうとなれば、お金 の財源も大事ですけど、本当に答申にあるように、市民の皆さんがつくってよかったねと思えるような 環境整備も必要だと思いますよ。そこは本当に申しわけないけど、答申の書いていただいた委員さんに、 言葉は悪いけど責任を押しつけるんじゃなくって、やっぱり行政の皆さん、市長、副市長がきちんと責 任を持って、これだけのものをこれだけのお金かけてつくりたいというのを出していただくべきだと思 いますし、もしもそういうふうな議案とか予算とかが上がってくるんであればね、事前に今この委員会 でいろいろご指摘があってるようなことも、審議会の委員さんにはあらかじめお伝えしていくのが筋だ というふうに思いますので、そこら辺のご配慮もお願いをして、今の質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないようでございますので、体育館についての質疑を―――。(発言するものあり)

○古本委員

お願いがあります。きょう資料をいただきました、目尾振興計画の資料を。これは当初、平成9年の 策定されたときの資料をいただいたんですが、もうちょっと段階的に、見直しの検討委員会が開かれた その部分もあわせて資料要求させていただこうと思います。委員長のお取り計らいをよろしくお願いし ます。それともう一つ、最初、この目尾の地域に、清掃工場つくるときに、あわせて地元並びにまちづ くり委員会かどうかわかりませんが、その辺のところから要望書なりが出たかどうか、もし出てました らこれも一緒に資料要求として、出させていただきたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろ

しくお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。古本委員のほうから資料要求があっておりますが、提出できますか。2 番目が要望書です。1番目が検討委員会の書類ということで。

○地域政策課長

本日はちょっと無理ですけれども、後日、次回の委員会では提出させていただきたいというふうに思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま古本委員から要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって次回、執行部に資料提出をお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

(なし)

ないようでございますので、本件につきましては引き続き調査をしていくということで、本日はこの 程度にとどめたいと思います。これをもちまして、経済・体育施設に関する調査特別委員会を閉会いた します。お疲れさまでした。